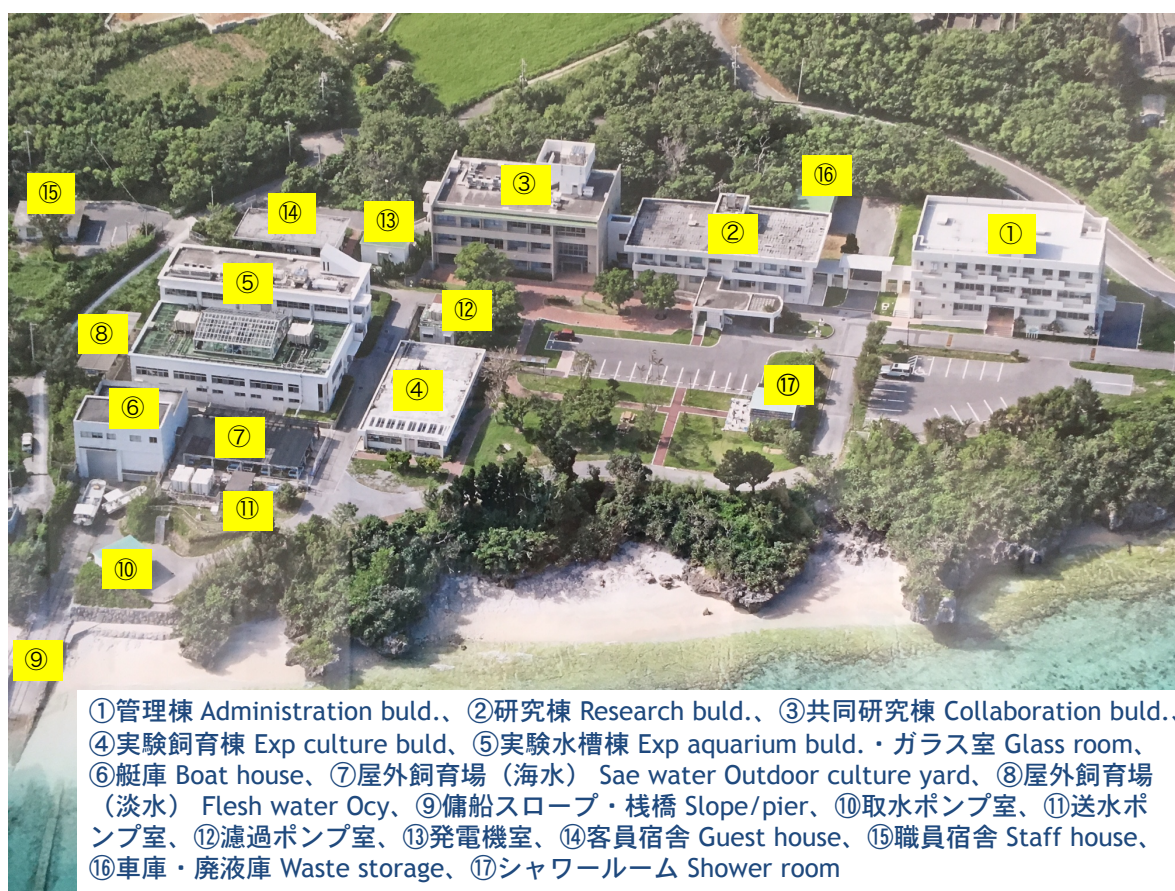


琉球大学
熱帯生物圏研究センター
瀬底研究施設
使用の手引き



March 26, 2025

目 次

I. 使用申請について.....	2
II. 瀬底研究施設の使用方法与心得.....	4
一般的使用について.....	4
宿泊について.....	5
防犯のための戸締まりと防犯カメラについて.....	6
防災について.....	6
台風接近時および台風時の注意.....	7
研究・教育での使用について.....	7
組織学実験室を使うにあたっての注意.....	8
顕微鏡使用上の注意.....	8
生物飼育について.....	9
野外調査について.....	10
ダイビング・野外調査機材の管理について	11
瀬底研究施設使用者の野外活動に関する安全規定.....	12
琉球大学瀬底研究施設潜水作業規約.....	13
船舶乗船（使用）時の遵守事項	14
瀬底研究施設生物飼育許可願い	15
スキューバ潜水誓約書.....	16
瀬底研究施設使用申請書.....	17

※この手引きは下記からダウンロード出来ます。

日本語版

<http://www.tbc.u-ryukyu.ac.jp/sesoko/%E5%88%A9%E7%94%A8%E6%A1%88%E5%86%85>

English

<http://www.tbc.u-ryukyu.ac.jp/sesoko/user-information>

I. 使用申請について

瀬底研究施設を使用するには、宿泊の有無にかかわらず、以下の要領で使用申込をして下さい。申請は使用（来所）の度に必要です。なお研究教育目的以外の使用は許可しません。

1：使用希望の連絡

使用希望日の2週間前（実習・多人数の場合は1ヶ月前）までに事務室にご連絡下さい。連絡後、使用に関して必要な調整を始めます。受付けは使用開始日の3ヶ月前から2週間前までです。ただし、任意の様式で理由書を提出し、特段の事情と認められた場合は、使用開始日の3ヶ月前でも受け付けることがあります。調整終了後に申請書を作成提出していただきますので、許可まで十分な期間を見て御連絡下さい。

- * 当施設を初めて利用される方はまず電話で御連絡下さい。
- * 予約完了後であっても、天候・災害その他の理由により予約の解除・変更をお願いする場合がありますので、ご了承下さい。

琉球大学熱帯生物圏研究センター瀬底研究施設事務室

〒905-0227 沖縄県国頭郡本部町瀬底 3422

電話：0980-47-2888、ファックス 0980-47-4919

e-mail: sesoko@acs.u-ryukyu.ac.jp

2：使用計画の調整

下記の2点について調整した内容をもとに、使用申請書を作成して施設事務室にメールの添付ファイルで提出して下さい。

1) 教育・研究活動：以下のような事項については、担当教職員が調整にあたります。

また、必要に応じて別途計画書の提出をお願いする場合があります

- * 実験室・講義室・多目的室等の使用、機器の使用、実習・グループでの利用、ボートの使用、スキューバダイビングの実施、施設外での野外調査、大型機器・試薬の搬入使用、生物飼育、遺伝子操作など。

2) 宿泊：事務職員が調整にあたります。原則として、宿泊室の連続使用は1ヶ月です。

申込用紙は、本冊子にも添付されていますが、以下の研究施設ホームページからダウンロードできます。

<http://www.tbc.u-ryukyu.ac.jp/ja/sesoko/guide.html>

3：入所手続

施設使用料金および設備使用料金は原則前払いですが、船舶のみ後払い可とします。

自己都合で予定より早めに退所しても返金はしません。但し、天候・災害などの理由により退所する場合は、この限りではありません。

* 瀬底研究施設の使用に関わる入所手続時間は、平日9時から16時00分（昼休み、12時から13時を除く）です。時間外には入所できません。

最終日のチェックアウトは11:00までです。

手続時に施設使用に必要な説明を行いますので、時間に余裕を持って来所して下さい。

瀬底研究施設 使用料金表

利用費として、【1. 施設使用料金】に加えて、【2. 設備使用料金】の表に該当する設備を使用する場合、別途料金の支払いが必要です。

1. 施設使用料金

区分	料金
1 人部屋（1 泊）	2,200 円
4 人部屋（1 泊）	500 円
シーツ等クリーニング(一式)	600 円
教職員・研究員・一般 維持費（日帰り 1 日）	700 円
学生・院生・研究生 維持費（日帰り 1 日）	400 円

2. 設備使用料金

海水水栓

水槽	年額	月額	日額
一般水槽	22,600	1,900	100
一般水槽（屋外水槽艇庫側）	50,700	4,300	200
水槽棟中型水槽	140,700	11,800	400
水槽棟大型水槽	316,600	24,600	900

実験室

棟名	室名	月額	日額	半日
管理棟	学生実習室	101,500	5,100	2,600
実験飼育棟	共同実験室 1	68,300	3,500	1,800
	共同実験室 2	59,300	3,000	1,500
	共同実験室 3	45,200	2,300	1,200
艇庫	共同実験室 9	22,000	1,100	600
	共同実験室 10	48,700	2,500	1,300
共同研究棟	共同利用実験室	128,800	6,500	3,300
実験水槽棟	暗室 1	20,000	1,000	500
	暗室 2	20,000	1,000	500
	暗室 3	21,600	1,100	600
	光制御実験室	79,700	4,000	2,000

船舶

船舶	1 日（8 時間）	半日（4 時間）
	23,500	12,700

施設利用手続の流れ

希望連絡

- 施設事務室
 - 一般: 3ヶ月前から2週間前
 - 実習・グループ: 3ヶ月前から1ヶ月前

計画調整

- 教育・研究活動: 使用調整担当教職員
- 宿泊: 宿泊担当事務職員
 - 申請書・添付書類をメールで送付

入所手続

- 使用料金支払い
- 施設使用説明
 - 手続時間: 平日(9:00-12:00, 13:00-16:00)

Ⅱ. 瀬底研究施設の使用方法和心得

一般的使用について

1. 入所時に職員の説明を受けて下さい。

実習・グループでの使用時には、**利用開始時に施設職員が申請責任者にガイダンスを行います。**その後、実習生・参加者は申請責任者の指示に従い行動して下さい

- * 職員に指定された場所以外は使用しないで下さい。
(他の使用者の教育研究活動の妨げになることがあります)。
- * 管理棟の宿泊室・食堂・シャワー室・洗濯室は宿泊者専用スペースです。
- * 日帰りの利用者の食堂・洗濯室の使用はご遠慮下さい。
- * 建物屋上やポンプ室など危険な場所への立ち入りは禁止です。
- * 管理棟の講義室・多目的室は、実習・グループでの使用において、事前の予約調整を済ませた場合のみ、使用可能となります。
- * 実習用の電気錠 ID は実習ごとに変わります。申請責任者は確認の上、実習生・参加者にお伝えください。
- * 未成年者を含む実習では、禁酒にご協力下さい。

2. 上履きは指定のサンダル・スリッパが使用可能です

- * **研究施設では、外履きは用意していません。**
- * 研究棟と管理棟を結ぶ渡り廊下では、外履きをご利用ください。

3. ごみは分別し、所定のごみ袋または回収容器にいれ、指定のゴミ置き場に出して下さい。

- * **燃えるごみ** (紙・プラスチック・木その他・生ゴミ)
- * **燃えないごみ** (陶器類・針金ハンガー・傘・金属の蓋・5kg 未満の家電製品)
- * **資源ゴミ** (1. 鉄・アルミ、2. 古紙、3. ビン・ガラス、4. ペットボトル)
- * **有害危険ゴミ**
- * **粗大ゴミ**
- * 注射針等医療廃棄物と見なされるもの・廃液は、所属研究室に持ち帰り、廃棄して下さい。
- * 生物試料の廃棄はタグなどを外し、燃えるごみとは別に各自で処理して下さい。

4. 備品の不具合や電灯切れなどの施設の不具合に気づきましたら、職員まで連絡して下さい。

5. ハブに注意して下さい。懐中電灯を各自で用意し、夜間は携帯して出歩いて下さい。

6. ネズミ・ネコ・鳥の侵入防止のため、建物・居室・実験室等のドアは閉めて下さい (特に夜間)。

* 艇庫・実験水槽棟の入り口に設置された**ネット**は、鳥除けです。

出入り時以外は**すき間なく閉めて下さい。**

7. 海水で建物内を汚染することのないようにして下さい。

8. 所内ではインターネットが使用可能です。WiFi の ID は事務室にお尋ね下さい。

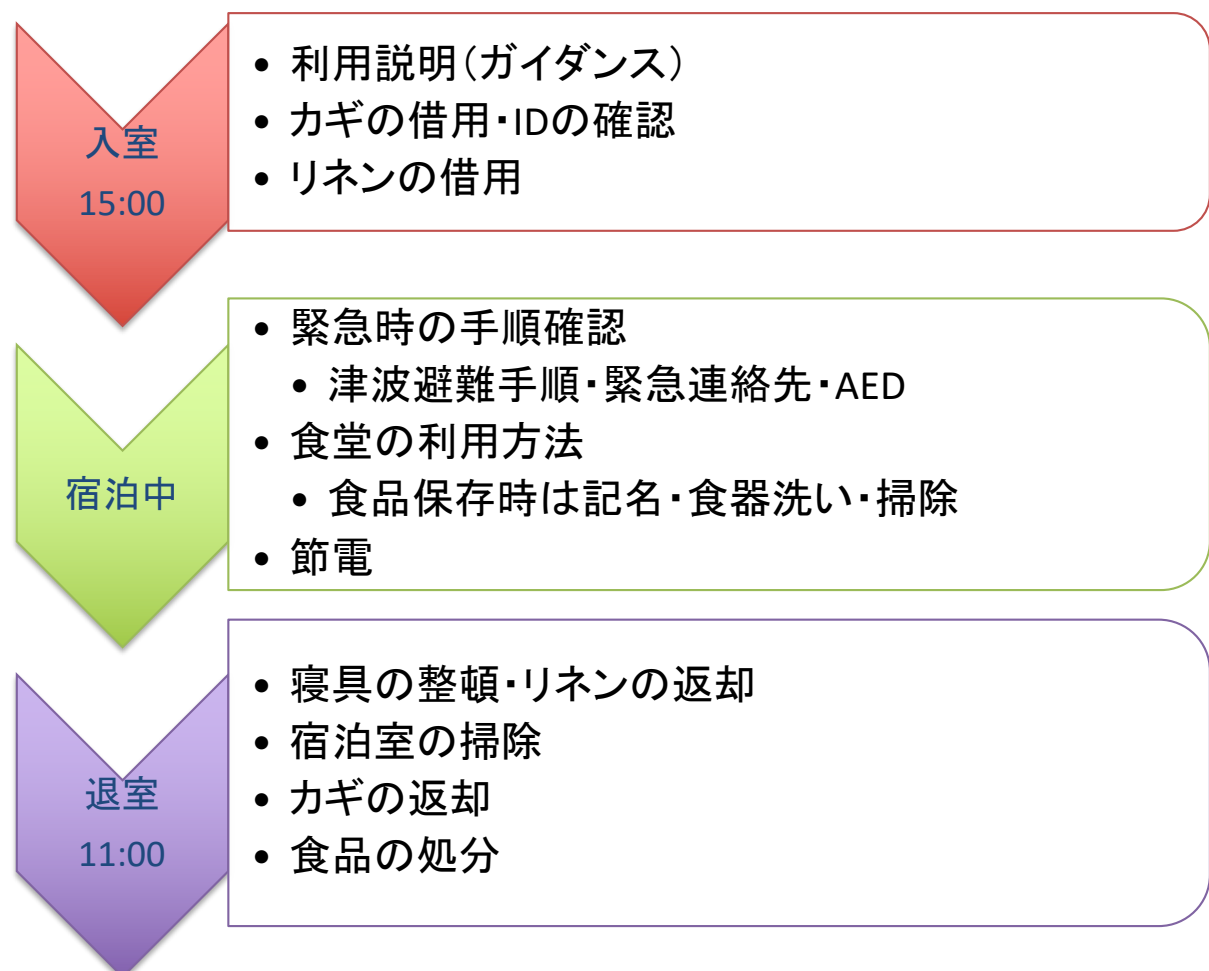
* **無線ルーターなどの接続はご遠慮下さい。**

9. 電話の呼び出しは、緊急時以外対応しません。

10. 敷地内は禁煙です。

6. 貴重品は各自で管理して下さい。宿泊室には、施錠可能なロッカー・金庫が設置されています。
- *鍵を紛失した場合、実費弁償となります。鍵の管理は気をつけて！
7. 石鹸、シャンプー、洗濯石鹸、トイレットペーパー、ゴミ袋、蚊取り器等はセンターで一括購入しています。これらが不足した場合は、職員まで連絡して下さい。
8. 管理棟外壁のシャワーではシャンプー等は使用禁止です。
9. 多目的室は実習および使用の指定を受けた予約者専用です。一般の宿泊者は食堂を使用して自炊ができます（自炊後の片付けは各自でお願いします）。使用期間中、冷蔵庫等に食品を保管する場合は、一つにまとめて氏名と月日をマジックで明記し、退所時にかならず処分して下さい。
10. 学生宿泊室や実験室での飲食は禁止します。
11. 管理棟の非常口ドアはオートロックです。外からは開きませんのでご注意ください。
12. シャワー室入口はテンキーロックです。暗証番号は事務室にお尋ね下さい。
13. 退所時には使用した各室を清掃し、使用した寝具・機器を元の位置に戻して下さい。

宿泊室利用の流れ



防犯のための戸締まりと防犯カメラについて

研究施設では保安管理のため、正門/管理棟で防犯カメラを作動させると共に、正門・管理棟・研究棟および共同研究棟の夜間・休日の出入り規制を以下のように実施しています。

正門

研究施設の正門は夜間及び休日終日閉門です。研究施設構内への出入りの際は、**門扉のテンキーによるロックを確実に行って下さい。**

共同研究棟・研究棟 1 階出入り口および管理棟

1. 規制実施時刻；平日 17:15 から翌朝 8:30 までの夜間および土曜・日曜日・祝日の終日
2. 規制実施方法；管理棟、研究棟および共同研究棟の出入り口は、暗証番号の入力によってのみ開きます。

***暗証番号は随時変更されます。暗証番号が必要な方は、使用手続き時にお尋ね下さい。**

***実習時の管理棟の出入りには一般用とは別に、実習用の暗証番号を使用してください。**

防災について

1. 火気の取り扱いには十分注意して下さい。火災等の災害時には職員の指示に従い、適切に行動して下さい。

***非常口・火災報知器・消火器の位置と、別添の野外活動安全規定章末の緊急時の連絡先を各自でご確認下さい。**

2. 地震・津波に関する情報があるときは、海岸に近づかないで下さい。構内の津波避難場所は、管理棟・共同研究棟・実験水槽棟屋上ですが、余裕がある場合は高台へ避難して下さい。

***避難後の集合場所は、瀬底公民館です。使用申請者の安否確認を行いますので、集合して下さい。**

参照：本部町津波マップ

(<http://www.town.motobu.okinawa.jp/application/files/1514/5257/4834/tunami.pdf>)

3. **事件・事故・災害時に、第一発見者は緊急通報とともに、事務室入り口に掲示の「瀬底研究施設緊急連絡先一覧」に従い職員への連絡をお願いします。**

4. 防犯・防災のための措置にご協力下さい。大学の管理上必要な措置として、使用制限等が行われる場合がありますのでご了承下さい。琉球大学危機管理基本マニュアル参照

http://www.jim.u-ryukyu.ac.jp/soumu/kikikanri/manual/H270331_kikikanri_manuaru.pdf

台風接近時及び台風時の注意

気象情報に充分注意し、台風の接近に備え、下記の注意事項に留意し、研究施設からの必要な指示等に従って下さい。

台風接近時

1. 強風域内に入る前に建物周辺の危険物等を撤去回収して下さい（思わぬものが強風に飛ばされて凶器になります）。
2. 各自の飼育水槽・実験装置等については、強風対策に加えて、停電・断水・海水の停止

等不測の事態に備えて対策をして下さい。

3. 台風接近に伴い波浪・潮流が激しくなるので、野外での調査活動には充分注意し早めに中止して下さい。
4. 暴風雨の吹き込みに備えて、建物の入り口・窓等は常に閉めて下さい。出入りの際は転倒、指はさみなどのけがに注意して下さい。
5. 暴風域に入ることが予想され、退去の指示の出た場合、帰宅先のある使用者は速やかに研究施設を退去して下さい（警報・特別警報発令中、瀬底大橋は通行止めになります）。

台風時（暴風域内）

暴風警報・特別警報発令中は職員も自宅待機となるので、止むを得ず施設内に残留する場合は安全を最優先として行動して下さい。

6. 施設内に残留しているものは、みだりに建物の外へ出ないで下さい。
7. 緊急時の連絡先を確認し、不測の事態に備えて下さい。
8. 停電時にろうそくを使用する場合は、火の管理に充分気をつけて下さい。
9. 停電時には水道用ポンプも停止します。節水に努め、トイレ用水と飲料水確保のためその他の水道水使用を控えて下さい。
10. 強風の心配のなくなるまで、共同研究棟・研究棟・管理棟の自動ドアおよびシャッターを封鎖します。この間、共同研究棟へは研究棟北側の出入り口をご利用下さい。

研究・教育での使用について

1. 試薬・廃液は使用者が搬入・搬出とも責任を持って管理して下さい。
2. 個人の装置・道具・資材の管理は各自で責任を持ってお願いします。研究施設では個人の物品を預かりませんので、施設退所時に撤去して下さい。
3. 供用される実験室・冷凍庫・各種装置等の使用については、管理者の指示に従って下さい。他の研究の妨げとなりますので、使用許可された装置・道具以外の使用は謹んで下さい。工具類も無断で使用しないで下さい。工具の使用について希望や不明な点があれば技術職員にご相談下さい。
4. 共同研究棟のディープフリーザーの使用は許可が必要です。使用希望者は技術職員にご連絡下さい。
5. 屋外飼育場・飼育培養棟・実験水槽棟ではホルマリン等の毒劇物の使用を禁止します。サンプルの固定等は共同研究棟生理生態学実験室で行って頂きます。また、有機溶媒等の使用は研究棟客員実験室で行って頂きます。
6. 管理棟学生実習室・共同研究棟外階段には緊急シャワーが設置されています。緊急時に備えて確認して下さい。
7. 瀬底研究施設において遺伝子組み換え生物等を使用する場合は「琉球大学遺伝子組み換え生物等使用安全管理規則」に従い行って下さい。該当する生物および実験室の使用にあたっては担当委員（守田昌哉）までお問い合わせください。
8. 図書室の図書・雑誌類は常時閲覧可能です。貸出については、職員の指示にしたがって下さい。図書室はセミナー等での使用も可能です。利用希望者は担当職員まで御連絡下さい。

9. 講義室・多目的室・学生実習室の利用希望者は、事前に担当職員へ予約を行い、事務室で鍵の貸し出しと返却の手続きを行ってください。
10. 実習時にも一般の利用者がいます。お互いの活動の妨げにならないようご注意ください。
11. 実習時は自由時間といえども、担当教員の許可なくフィールドへ（特に海へ）出ないこと。＊海へ出るときには、担当教員の指示の下、「瀬底研究施設使用者の野外活動に関する安全規程」に従って行なうこと。

組織学実験室を使うにあたっての注意

1. 使用にあたっては、必ず実験室管理者の説明、使用期間（毎年度更新）を明確にして許可を受けて下さい。
2. 使用者が実験室内にサンプル・道具等を持ち込む際には、名前・所属・使用期間を全てに記して下さい（小さなものについてはまとめて箱等に入れ、名前等を記入する）。帰るときには、全て持ち帰って下さい。
3. 使用した薬品は専用のポリタンクが用意してあるので、その中に捨てて下さい。流しに流さないこと。特殊な薬品は持ち帰って下さい。
4. 使ったビン、サンプル管は、中に薬品・サンプルを入れたまま捨てずに、中を出し洗浄した後に、燃えるゴミと燃えないゴミに分けて捨てて下さい。
5. ガラス・マイクローム刃・カミソリの刃・注射針は危険なので、一般ゴミとせず指定の容器に捨てて下さい。
6. 火の始末には十分注意すること。消火器の場所をあらかじめ確認しておいて下さい。
7. 冷蔵庫、および冷凍庫に入れたサンプルは、帰る際に必ず全て持ち帰って下さい。
8. 定期的に掃除を行います。使用者は参加して下さい。
9. 掃除の際、名前等の記していないもの、期限の過ぎたものについては冷蔵庫内を含めて連絡なしに処分します。
10. 自動包埋装置を使う者は、あらかじめ担当者より使用説明を受けてください。
11. 組織学用アルコールを使用した場合は、使用簿に記入して下さい。（日付・氏名・量）
＊組織学用アルコールは免税品です。組織標本作製以外の用途には使用できません。
12. ドラフトで薬品を使用した場合は、用意してある用紙に記入して下さい。

顕微鏡使用上の注意

1. 顕微鏡及び光源の貸し出しと返却は、職員立会のもとで行います。
貸し出しと返却の際、必要事項を備え付けの「顕微鏡・光源貸し出し簿」に記入して下さい。
- <顕微鏡収納室>
2. 顕微鏡は種類毎に棚に格納されています。場所を確認して、顕微鏡は必ず掃除をして元の場所へ返却して下さい。
 3. 室内は常時除湿されています。退室の際は、消灯するとともにドアを完全に閉めて下さい。人の出入り後、ドアは必ずロックして下さい。
- <使用中>
4. 海水等が付着した場合は速やかに掃除をして下さい。

5. 使用しない場合は、顕微鏡カバー（ビニール袋）をかけて下さい。
6. 故障等は速やかに職員まで連絡して下さい。
7. 返却時には充分清掃し、顕微鏡本体と収納ケースの番号の一致を確認して下さい。

生物飼育について

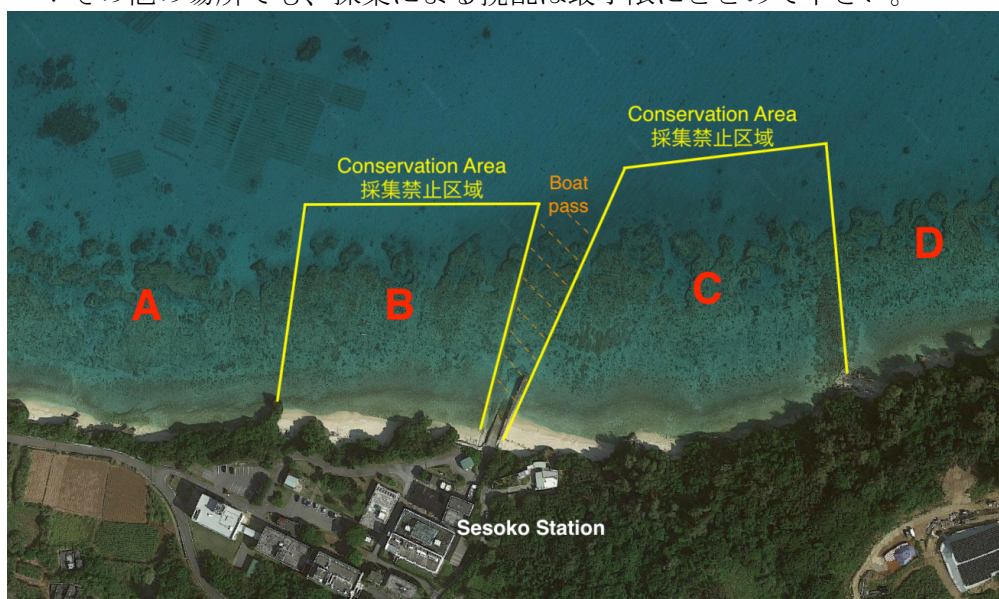
1. 研究施設で生物飼育を希望する場合は、水槽の設置場所その他を担当職員と調整の上「瀬底研究施設生物飼育許可願（別添）」を水栓ごとに提出して下さい。継続使用の場合、申請は毎年度必要です。許可無く生物を飼育することは禁止しています。
2. 持ち込む生物の飼育管理は使用者で確実にいき、移入種問題や遺伝子攪乱、感染症などの発生防止に配慮して下さい。
3. 飼育水槽その他の装置は使用者で準備し、搬入・搬出とも責任を持って管理して下さい。
4. 屋外飼育場での海水・空気の供給バルブは勝手に操作しないで下さい。思わぬところで、供給停止などによる飼育生物の死亡などの事故が起こることがあります。
5. 飼育生物に不必要な人工光があたらないように、夜間の実験室の出入りや屋外作業にご留意下さい。実験水槽棟・艇庫ではドアカーテンをご利用下さい。また、共同研究棟・実験飼育棟からの光が屋外の飼育場へ漏れないように、夜間は各室のブラインドを閉めて下さい。

野外調査について

瀬底研究施設では、「瀬底研究施設使用者の野外活動に関する安全規程」「琉球大学瀬底研究施設潜水作業規約」を定め、船舶乗船（使用）時の遵守事項（臨海臨湖研究施設センター所長会議・技術職員研修会議編）を運用することで、安全で円滑な野外での教育研究活動の維持に努めています。これらに従うとともに、以下の項目を遵守願います。

1. 研究施設では採集禁止区域を設けています（下図）。採集禁止区域内では採集等を行わないで下さい。

※その他の場所でも、採集による攪乱は最小限にとどめて下さい。



2. 沖縄県条例により、種によって採捕できる時期、サイズや採捕方法が規制されています。

＊毒物を使用しての生物の採捕は禁止されています。

＊造礁サンゴ等の採捕には知事の許可が必要です。

＊詳しくは、下記 URL の漁業調整規則を参照し沖縄県農林水産部水産課までお尋ね下さい

http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/norin/suisan/documents/rule_manner.pdf

http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/norin/suisan/shinsei/choseikisoku/documents/oki_choseikisoku_1.pdf

<http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/norin/suisan/documents/liverock.pdf>

3. 海域への構造物の設置は職員と相談の上計画し、終了後は速やかに撤去して下さい。

4. サンゴ礁域には、有害あるいは有毒な生物も多く生息しています。これらに不案内な方は職員にお尋ね下さい。

<http://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/eiken/eisei/uminokikennseibutu.html>

5. 研究施設周辺地域で野外活動を計画する際は、地域住民との融和を図り、地区事務所や漁協などへの挨拶や計画書の提出など必要とされる措置をお願いします。施設外での活動時には、掲示用カード・看板も貸し出しますのでご利用下さい。不明な点は職員にご相談下さい。

6. SCUBA ダイビングの実施希望者は「スキューバ潜水誓約書」（別添）を提出し、実施について職員の説明を受けて下さい。申請は毎年度必要です。エアータンク、ウェイトは貸与可能です。

7. 船舶乗船時および船舶航行域での活動は、安全に十分注意して下さい。

8. 潜水中の船舶との接触事故防止のために、施設前の海域では栈橋に潜水旗（A 旗）を掲げるとともに潜水現場にマーカーブイを取り付けて作業して下さい。

9. 緊急用 A E D（自動体外式除細動器）が玄関ホールに設置されています。また可搬型 AED が艇庫に設置されています。あらかじめ確認下さい。

10. 「野外活動の記録と告知」

瀬底研究施設では使用者による野外活動の安全を図るために、「野外活動の記録と告知」をお願いしています。

①. 緊急時の安否確認用の連絡方法（携帯番号・メールアドレスなど）を事務室に登録して下さい。

②. 出発前に玄関ロビーに準備された 1) 野外活動記録簿と 2) ホワイトボードへ、活動予定を記入し、出かけて下さい。＊艇庫利用時は艇庫のホワイトボードにも記入して下さい。

③. 帰着後、確認のための時刻を野外活動記録簿の帰着時刻欄に記入するとともに、ホワイトボードの活動予定を消して下さい。

＊ 帰着予定を過ぎても消されずに残っているメッセージに気づいたら、緊急事態と見なして職員までご連絡下さい。

11. 夜間の野外活動については、別途活動計画を提出し承認を得て実施して下さい。

ダイビング・野外調査機材の管理について

以下の事項を遵守して、安全快適な調査環境の確保にご協力下さい。

1. ダイビング機材の管理：ダイビング機材は定められた場所に保管して下さい。研究施設使用期間を過ぎての機材の保管は認めません。盗難や取り違い等のトラブルが起きているので、機材の管理は各自の責任に於いてお願いします。

中庭シャワー室を利用する場合

○機材は隣接のもの干し場で洗浄し干すことが出来ます。

艇庫を利用する場合

○濡れた機材はシャッター側のスノコの上に干すことが出来ます。

○ウェットスーツは、各自でハンガーを用意して干し竿に掛けて下さい。

2. シャワー室の使用：

- ① 湯沸器の使用前に、取り扱いの説明を受けて下さい。湯沸器の消し忘れにご注意下さい。

- ② 中庭シャワー室ドアは、テンキーロックです。暗証番号は事務室にお尋ね下さい。

- ③ シャワー室使用後は、使用者各自での清掃をお願いします。

3. SCUBA タンクの使用：

- ① タンクは艇庫のタンク置き場に保管して下さい。

- ② タンク保全のため、使用後の残圧は 1Mhp (10 kg/cm²)以上確保して下さい。

- ③ 使用後のタンクは必ず水洗し、O リングの確認をして下さい。

- ④ 充填済みの使用予定タンクには、各自で準備した名札を掛けて下さい。使用後は速やかにはずして下さい。危険防止のため、充填済みのタンクを長期間放置しないで下さい。

4. 戸締まり：職員の勤務時間外に艇庫を使用する人は、シャッター・ドア・棧橋の扉の戸締まりをして下さい。

＊ シャッターの閉鎖作業時は、危険防止の為スイッチから離れないで下さい。

瀬底研究施設使用者の野外活動に関する安全規程

(野外活動)

- 1：ここで示す野外活動とは、瀬底研究施設に使用申請書を提出した者（以下使用者）による使用申請目的に則した活動で、主に沿岸・海岸部で素潜り潜水・スキューバ潜水、徒歩による調査、観察、および採集などを指す。ただし、河川・山間部など危険が予想される場所での使用者による活動も含むものとする。

(単独での野外活動の制限)

- 2：使用者は、単独で素潜り潜水、スキューバ潜水を避けること。

(申請前の打ち合わせ)

- 3：研究施設を使用して野外活動を行おうとする者は、上記1から2の事項に留意し、使用申請書提出前に野外活動の詳細について研究施設職員と打ち合わせを行うこと。3から7でいう研究施設職員とは、共同研究の場合はその相手役の教員、それ以外の研究の場合は技術職員である。

(野外活動の届け出)

- 4：野外活動を行うときは、活動前に所定のノートに必要事項（①活動参加者全員の氏名、②活動場所、③活動の様式、④出発予定時刻、⑤帰着予定時刻、⑥連絡方法その他の研究施設職員との調整事項）を記録すること。活動終了後、終了時刻等の確認事項を所定のノートへ記載すること（研究施設職員が帰着のチェックを行います）。

(野外活動での留意事項)

- 5：気象情報等に留意して行うこと。

(勤務時間外の野外活動)

- 6：野外活動の開始ないし終了予定時刻が研究施設職員の勤務時間外におよぶ場合は、事前に研究施設職員と十分な調整を行うこと。

(緊急時の連絡)

- 7：野外活動及びその移動中に事故その他の緊急事態が生じた場合は、状況に応じた必要な措置を講じた後、以下の緊急連絡先へ速やかに連絡すること。

研究施設職員勤務時間内連絡先：研究施設事務室 0980-47-2888、共同利用施設係長 098-895-8036

その他の緊急時連絡先一欄

消防・救急：119 警察：110 海上保安庁：118

本部警察署	0980-47-4110	県立北部病院	0980-52-2719
本部消防署	0980-47-2107	もとぶ野毛病院	0980-47-3001
名護海上保安署	0980-53-4999	本部医院	0980-47-2216
北部地区医師会病院	0980-54-1111	ノーブルメディカルセンター	0980-51-7007

瀬底研究施設 潜水作業規約

(目的)

第1条 本規約は、瀬底研究施設（以下「施設」という。）利用者が研究のために潜水を行うことに際し、潜水者の事故防止および地域において円滑な野外調査を実施することを目的とする。

(事前手続き)

第2条 潜水作業を希望する場合は、作業内容について、事前に施設と十分な調整を行った上で利用申し込みを行い、スキューバ潜水を行う場合は「スキューバ潜水誓約書」の提出を行うこと。

第3条 潜水に際し、必要な器材については各自で点検・整備を行なったものを持参すること。（施設ではタンク・ウェイト・ウェイトベルト以外の貸出は行わない。）

(潜水調査の準備)

第4条 当日の調査前に必ず、調査責任者・技術職員（船長）・調査参加者の全員でブリーフィングを行い、以下の項目を確認すること。

- (1) 調査の責任者
- (2) 参加者の体調
- (3) 調査の手順
- (4) バディシステム（お互いの役割・スレートやハンドサインなど水中での意思疎通方法・バディロスト時の対応）
- (5) 機材の点検・携行品の確認
- (6) 緊急時の対応

(スキューバ潜水の制限)

第5条 スキューバ潜水に従事するものは、以下の資格を有すること。

- (1) スキューバライセンス（調査内容に応じたダイビングライセンスを所持していること）
- (2) 潜水士免許（琉球大学と雇用関係のある場合。）
危険度が高いと想定される作業の際は、専門業者へ委託あるいは専門業者を同行させる等、安全の確保に努めること。

第6条 スキューバ潜水は必ずバディを組み行うこと。

第7条 スキューバ潜水は必ずシグナルフロートを携行し、必要な時にはフロートを水面に打ち上げてから浮上を開始すること。

第8条 スキューバ潜水に従事するものは、潜水時の事故等による障害について補償対象となる保険に加入することが望ましい。

第9条 調査参加者の健康状態に疑いがある場合や、ライセンスに関わらずスキル不足が認められる場合は、職員の判断によりスクーバ潜水調査を中止してもらう場合がある。

(素潜り潜水の制限)

第10条 素潜り潜水は必ずバディを組み行うこと。

第11条 素潜り潜水は必ずフロートブイを携行すること。

(潜水者の義務)

第12条 漁業法規に反する行為は、厳禁する。

第 13 条 沖縄県漁業調整規則に関わる特別採捕を行なう使用者においては、所定の採捕許可証を準備し、携行すること。

第 14 条 採集・調査の際は、地元住民や漁業関係者に十分に配慮すること。

第 15 条 潜水作業及び採集・調査前に、瀬底研究施設事務室前に備え付けのホワイトボードとノートに必要事項を記入し、終了後はホワイトボードへの記入を消去し、ノートに必要事項を記入すること。施設前での調査時には、艇庫のホワイトボードにも記入・消去すること。

第 16 条 施設前での潜水調査時には、潜水旗を必ず掲揚すること。

(雑則)

第 17 条 潜水、採集者が故意または過失により、他機関等に損害を与えた場合、その損害に相当する費用は、潜水、採集者の負担とする。

第 18 条 潜水作業、採集、調査時の事故等については、施設は一切責任を負わない。

第 19 条 施設利用者がこの規約に違反、または施設の運営に支障を与えた場合には、施設長はその利用の承認を取り消し、または停止することができる。

第 20 条 施設利用者は、別に定める「瀬底研究施設利用者の野外活動に関する安全規程」「使用の手引き」も熟読し、安全の確保に努めること。

船舶乗船（使用）時の遵守事項

(臨海臨湖研究施設センター所長会議・技術職員研修会議編)

海上における船舶は、陸上での生活のようにすべての環境条件が整い、安全が保障されているという恵まれた状態ではない。常に過酷で危険にさらされている。洋上における船舶の災害は、尊い人命の安全に直接影響を及ぼすことが陸上の場合と比べてはるかに多い。特に、我々臨海臨湖の船舶を使用して海洋観測、採集では、身体を舷外に乗りだして作業を行うことが多々あり、常に危険と隣り合わせの状態である。そこで、安全管理の面から下記の項目について遵守していただく。

1. 船長の指示に従う。

- (1) 乗下船の際は跳ばないこと。ゆっくりと確実に移動する。
- (2) 立ち入り禁止場所に入らない。
- (3) むやみに船内の機器にさわらない。
- (4) 航行中は低い姿勢で乗り、ハンドレールなどにつかまりむやみに船内を移動しない。
- (5) 大声をあげて騒ぎ、遭難信号と紛らわしい事は行わない。
- (6) 水面にゴミや汚物などを投棄しない。

2. 運行計画の提出

運行目的、乗船人員、目的地、帰港時間、採集方法の打ち合わせ（水泳、潜水の許可）、その他

3. 救命胴衣（ライフジャケット）の着用

4. 乗船定員の厳守

瀬底研究施設生物飼育許可願い

Application for organisms culturing at the Sesoko Station, TBRC.

瀬底研究施設長

以下の誓約内容を了承し、下記の計画通り生物飼育をしたいので許可願います。

誓約書：飼育水槽・設備の使用に際しては貴施設の指示に従い使用者自身が管理し、飼育の一切の帰結については使用者が負うものとします。万一、貴施設の指示に従わず使用にふさわしくないと判断された場合は、貴施設において飼育生物及び装置等を随意処分されて構いません。また、返却時には貸与時の現状復帰に努めます。

To the Director of the Sesoko Station, TBRC

I require the organisms culturing mentioned below, and fully understand the terms of agreement.

Terms of agreement for using the culturing facility at the Sesoko Station: I undertake to culture the organisms shown in the plan at my own risk under the supervision of the Sesoko Station, TBRC. In case of any violation against the instructions of the Sesoko Station, I agree to remove the organisms and any other material from the culturing facility. I will return my usage facility to its original state after use.

氏名・連絡先 (Name, Portable phone # and e-mail address)	
研究テーマ (Subject of research)	
飼育生物名・飼育形態 (Name of species, State of culturing)	
使用する場所・水栓番号、水槽容量 (Place, Tap #, Volume of aquarium)	
備考(採取地・危険性・使用薬品等) (Collecting place, Venomous organisms, Chemicals etc.)	
当該年度内の使用期間 (Period of use until the end of academic year)	申請年月日 (Application Date)
使用期間が3ヶ月を超える場合の理由 (長期飼育が必要な研究内容等) (Reason for use for more than 3 months)	

同一目的に複数の水槽使用の場合は、これを原本として必要部数（水槽数）を記入：____枚

When it uses plural tanks by the same purpose, make entry of the number of necessary copies (tanks) as an original in this. :__copies

スキューバ潜水誓約書
The Oath for Making SCUBA Diving
at the Sesoko Station, T. B. R. C., Univ. Ryukyus

琉球大学熱帯生物圏研究センター瀬底研究施設長殿

わたしは琉球大学熱帯生物圏研究センター瀬底研究施設において、下記のライセンスの取得時の指示に従い、自らの責任においてスキューバ潜水を行ないます。万一スキューバ潜水にかかわる事故が生じても、貴研究施設所には一切責任を問いません。

To the Director of Sesoko Station, Tropical Biosphere Research Center

I take an oath to make SCUBA diving at my own risk under the condition limited by my license mentioned below at the Sesoko station, Tropical Biosphere Research Center (T. B. R. C.). In a case of accident in SCUBA, the Sesoko Station, T. B. R. C. will not be held responsible.

記

氏名（印） Name in block letters and signature ；

所属 Institution ；

住所 Address and Nationality ；

ライセンスの種類、グレード、登録番号 Grade and ID number of the diving license ；

緊急時の連絡先 In case of accident notify ；

申請年月日 Application Date ；

☆この誓約書は、当該年度中有効とします。継続して SCUBA 潜水を行なう場合は、年度毎に更新して下さい。

記載された個人情報 は緊急時のみに使用され、その他の目的には使用されないものとします。

This oath is valid to the end of academic year, or the end of March. You have to renew the oath if you will make SCUBA diving after this period.

(様式第 1 号_瀬底)

琉球大学熱帯生物圏研究センター 瀬底研究施設使用申請書

申請日： 年 月 日

琉球大学熱帯生物圏研究センター長 殿

下記のとおり申請したいので、許可願います。なお、使用の際には別紙 1 注意事項、貴センターの規程と各種使用ルール及び、関連する法令を固く守ります。また、施設使用中に使用者に起因する事故、トラブルについては**申請者（学生の場合は指導教員）が一切の責任を負います。**

申請者	氏名		所属（職）		
	住所				
	電話番号		E-mail		
指導教員	氏名		所属（職）		
	住所				
	電話番号		E-mail		
1. 使用目的	☐ 研究 ☐ 教育 ☐ その他（ ）				
2. 課題名					
3. 使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日				
4. 入退所 予定時間	入所	：		退所	：
	※入退所可能時間については各施設へお問合せください。				
5. 利用する施設	☐ 宿泊棟 ☐ 実験室 ☐ 講義室 ☐ スキューバ潜水 ☐ 船舶				
	☐ 飼育施設 ☐ その他（ ）				
	※施設等の利用については、各施設へお問合せのうえ必要に応じて追加書類をご提出ください。				
6. 施設使用料の 支払い方法	☐ 施設使用料の支払い方法、キャッシュレス決裁（現金使用不可）であること について、別紙 1 注意事項を確認しました。				
7. 施設使用者	※様式第 2 号施設使用者一覧にてご提出ください。				
8. 共同研究	☐ 無し ☐ 有り（共同研究者名： ）				
	※熱生研の教員との共同研究である場合に有りとしてください。				

受付日	受付者	施設長	備考
年 月 日			

注意事項

1. 当施設の実験室等や宿泊棟の空き状況について、メール（sesoko@acs.u-ryukyu.ac.jp）にてお問い合わせ下さい。受付は使用開始日の3ヶ月前から2週間前です。ただし、任意の様式で理由書を提出し、特段の事情と認められた場合は、使用開始日の3ヶ月前でも受け付けることがあります。
2. 使用申請書には、センター規則を守ることおよび、事故やトラブルについて一切の責任を負うことについての誓約事項がありますので、署名・捺印の上、提出をお願いします。
3. 1ヶ月以上の使用を計画している場合は、任意の様式で滞在中の研究内容・活動計画を提出して下さい（sesoko@acs.u-ryukyu.ac.jp）。
4. 実験室や設備を3ヶ月以上継続使用する計画の場合は、任意の様式で長期使用許可申請書を提出して下さい（sesoko@acs.u-ryukyu.ac.jp）。認められた場合は、実験室や設備の3ヶ月以上の長期使用が可能となります。申請は毎年度行ってください。
5. 申請内容によっては施設内で検討して、当施設から申請者に連絡を差し上げる場合があります。
6. 施設利用の調整がございましたら、すみやかに使用申請書をメール添付かFAXでお送り下さい。
7. 使用申請書の原本（押印済）は、施設使用開始時に事務室へ必ず提出して下さい。（4. 利用者内訳の人数が多い場合は、別添にて提出して下さい）
8. 入所手続きは平日の9:00～16:00です。入退所時間は厳守して下さい。
休日入所は、手続きを行えません。入所手続きを行わないと、施設の利用を開始できないので十分に注意して下さい。
9. 宿泊の場合の使用最終日は11時までに退所して下さい。同日午後より、別の利用者が使用する場合がありますので、時間厳守と部屋の掃除・後片付けを必ず行って下さい。